

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>「母子保健法」に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導②新生児の訪問指導、③健康診査④妊娠の届出⑤母子健康手帳の交付⑥妊産婦の訪問指導⑦低体重児の届出⑧未熟児の訪問指導、
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 健康管理システム(健康かるて)2. 中間サーバー3. 団体内統合宛名システム4. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番49 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番26.56の2.87 【別表第二における情報照会の根拠】項番70 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部保険健康課
②所属長	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部保険健康課保健事業担当 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5611

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

